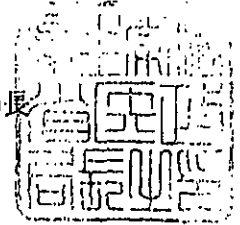




医政発0106第16号
平成23年1月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成23年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内養成所へ周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第1号）により保健師教育及び看護師教育の内容が改正されたこと、及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第1号）により保健師教育の内容が改正されることに伴い、看護師国家試験及び保健師国家試験の試験科目の改正を行うものである。

2. 改正の内容

（1）保健師国家試験の試験科目

- ①「地域看護学」を「公衆衛生看護学」に改めた。
- ②「疫学・保健統計」を「疫学」及び「保健統計学」に分けた。
- ③「保健福祉行政論」を「保健医療福祉行政論」に改めた。

（2）看護師国家試験の試験科目

- ①「社会保障制度と生活者の健康」を「健康支援と社会保障制度」に改めた。
- ②「看護の統合と実践」を加えた。

3. 施行期日等

(1) 保健師国家試験の試験科目

平成24年4月1日に施行し、平成25年に実施される平成24年度の国家試験から新たな試験科目によることとした。

(2) 看護師国家試験の試験科目

平成23年4月1日に施行し、平成24年に実施される平成23年度の国家試験から新たな試験科目によることとした。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

（文部科学・厚生労働一）

○保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二）

〔告 示〕

○電波法第百条等に規定する電波の監視を行う場所に関する件の一部を改正する件（総務三）

○電波法第百二条に規定する無線方位測定装置の設置場所に関する件の一部を改正する件（同三）

○指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件の一部を改正する件（同四）

○委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件（同五）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（法務五）

○日本国に帰化を許可する件（同六）

○ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六）

○航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の路線表の改正に関する書簡の交換に関する件（同七）

○保安林の指定をする件

（農林水産二九〇三六）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通七）

○登録経営状況分析機関の経営状況分析の全部の廃止の申し出があった件（同八）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同九、一〇）

○自動車検査用機械器具登録校正実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一一）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更した件（関東地方整備局二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 財務省 文部科学省
特許庁 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格（国土交通省）

国家試験

水先人試験の施行（国土交通省）

公 聴 会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（九州経済産業局）

国土調査の成果の認証の公告

（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団 司法書士懲戒処分、信託会社に対する行政処分、佐賀東部土地改良区役員の退任、埼玉北部土地改良区連合役員の退任及び就任関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係、会社その他

省 令

○文部科学省令第一号

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九条第一号及び第二号並びに第二十条第一号及び第二号の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

文部科学大臣 高木 義明
厚生労働大臣 細川 律夫

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省令第一号）の、部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

別表一（第二表関係）

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	一六（二四）	
公衆衛生看護学概論		
個人・家族・集団・組織の支援	四（一二）	
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		
疫学		
保健統計学		
保健医療福祉行政論		
臨床実習		
公衆衛生看護学実習	五	保健師・市町村での実習を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	五	継続した指導を含む。
公衆衛生看護活動展開論実習		
公衆衛生看護管理論実習		
合計	二八（二五）	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十条第一項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第二項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受ける場合、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習五単位以上及び臨床実習以外の教育内容二十二単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二を次のように改める。

別表二（第三表関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	六（五）	
助産診断・技術学	八	
地域母子保健		

助産管理
臨床実習
助産学実習

実習中分べんの取扱については、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正産・経産・分娩分べん・頭位分べんとし、分べん第一回から第三回終了より一時間までとする。

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第二項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受ける場合、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十一単位以上及び臨床実習以外の教育内容十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

附則

一 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

二 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師又は助産師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一及び別表二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省令第一号

保健師助産師看護師学校（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月六日 厚生労働大臣 細川 律夫

保健師助産師看護師学校施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の、部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（保健師国家試験の試験科目）

第二十条 保健師国家試験は、次の科目について行う。

公衆衛生看護学

疫学

保健統計学

保健医療福祉行政論

第二十二条を次のように改める。

（看護師国家試験の試験科目）

第二十二条 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能

疾病の成り立ちと回復の促進

健康支援と社会保障制度

基礎看護学

成人看護学

老年看護学

小児看護学

母性看護学

精神看護学

在宅看護論

看護の統合と実践

附則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

別添

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
○ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（保健師国家試験の試験科目） 第二十条 保健師国家試験は、次の科目について行う。 公衆衛生看護学 疫学 保健統計学 保健医療福祉行政論 （看護師国家試験の試験科目） 第二十二条 看護師国家試験は、次の科目について行う。 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 基礎看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 在宅看護論 看護の統合と実践	（保健師国家試験の試験科目） 第二十条 保健師国家試験は、次の科目について行う。 地域看護学 疫学・保健統計 保健福祉行政論 （看護師国家試験の試験科目） 第二十二条 看護師国家試験は、次の科目について行う。 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康 基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学

